

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成26年度第4四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	MRIおよび移動型外科用X線テレビ装置、超音波診断装置年間保守契約	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年1月13日	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 大阪市中央区久太郎町2-4-11	14,527,512円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	
2	調剤支援システムの保守契約について	事務部 情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成27年1月26日	(株)MMコーポレーション 東京都文京区本郷3-4-6	2,112,480円	契約業者は、当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	日立X線撮影装置PCユニット交換	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年1月28日	(株)日立メディコ 兵庫県姫路市北条口2-7	1,385,683円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	
4	超音波診断装置の年間保守契約について	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年2月26日	東芝メディカルシステムズ(株) 兵庫県姫路市飾磨区三宅1-194-2	1,555,200円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	
5	手術部門システムの保守契約について	事務部 情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成27年3月10日	(株)MMコーポレーション 東京都文京区本郷3-4-6	1,188,000円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	
6	DIMENSIONS 3D 乳房X線撮影装置	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年3月26日	(株)日立メディコ 兵庫県姫路市北条口2-7	1,404,000円	予定価格が160万円をこえない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則細則第35条第1項)	
7	DIMENSIONS 3D 画像ワークステーション	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年3月26日	(株)日立メディコ 兵庫県姫路市北条口2-7	3,467,880円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成26年度第4四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
8	スキャン・文書管理システムの保守 契約について	事務部 情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成27年3月26日	京セラドキュメントソ リューションズジャパン(株) 大阪市中央区玉造1-2- 37	2,140,452円	契約業者は、当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
9	医用画像用診断処理機の年間保 守契約について	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年3月31日	コニカミノルタヘルスケア (株) 兵庫県神戸市中央区相 生町1-2-1	8,816,400円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	
10	放射線治療システムの年間保守契 約について	姫路赤十字病院 姫路市下手野1-12-1	平成27年3月31日	(株)たけびし 京都市右京区極豆田町 29	18,000,000円	契約業者は、当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第35条11項)	